

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都墨田区江東橋二丁目 1 9 番 7 号
(名称) 富士ソフトサービスビューロ株式会社
(法人番号 1010601027646)

上記被審人に対する令和 2 年度 (判) 第 1 9 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 2 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 3 年 6 月 9 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 3 年 4 月 8 日

金 融 庁 長 官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都墨田区江東橋二丁目19番7号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、受託業務に関する売上を過大に計上するという不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年11月9日	第35期第2四半期（平成29年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が86,861千円であるところを129,186千円と記載	売上の過大計上
2	平成30年6月28日	第35期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が220,257千円であるところを311,240千円と記載	売上の過大計上
3	平成30年8月6日	第36期第1四半期（平成30年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年6月30日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	営業利益が80,922千円であるところを128,859千円と記載	売上の過大計上
4	平成30年11月8日	第36期第2四半期（平成30年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成30年4月1日～同年9月30日の第2四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が89,256千円であるところを156,358千円と記載	売上の過大計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号3及び同4の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第35期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)第2四半期(平成29年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第35期第2四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第35期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第35期第2四半期報告書	161,949円
第35期有価証券報告書	197,666円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第35期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第35期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第35期第2四半期報告書及び第35期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第35期事業年度)に係るものであることから、法

第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 35 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
=2,000,000 円

第 35 期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$
=4,000,000 円

となる。

表の番号 3 及び同 4 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 36 期事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 36 期第 1 四半期報告書」という。）及び第 2 四半期（平成 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 36 期第 2 四半期報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 36 期第 1 四半期報告書	331,695 円
第 36 期第 2 四半期報告書	356,810 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 36 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 36 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。